

水道事業についての現状と課題

平成30年1月

総務省自治財政局公営企業経営室

目次

- 水道事業の概要等 ……P. 2
- 水道事業の収入に伴う現状と課題 ……P. 10
- 水道事業の支出に係る現状と課題 ……P. 19
- その他の現状と課題 ……P. 25
- 水道事業に係る最近の取組 ……P. 27

水道事業の概要等

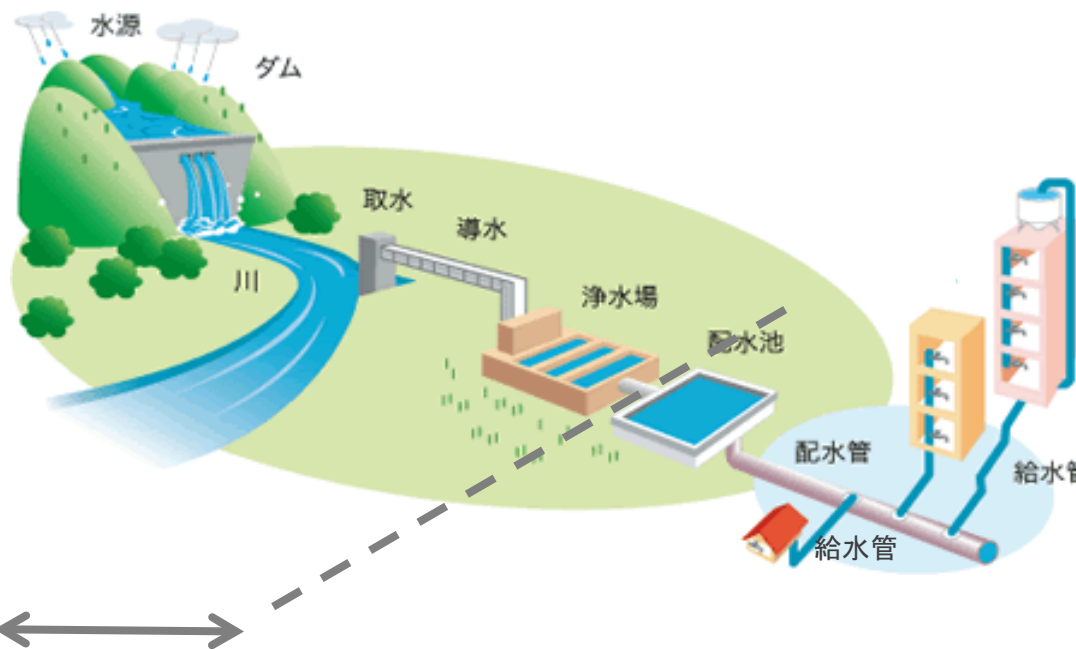
水道事業の概要

水道事業とは

水道事業

(一般の需要に応じて水道により水を供給する事業で、市町村経営が原則)

- ・上水道事業：給水人口が5,001人以上の事業
- ・簡易水道事業：給水人口が101人以上5,000人以下の事業



水道用水供給事業(※)

(取水から浄水処理までを行い、水道事業者へ水道水を供給する事業)

※厚生労働省資料を総務省が一部修正

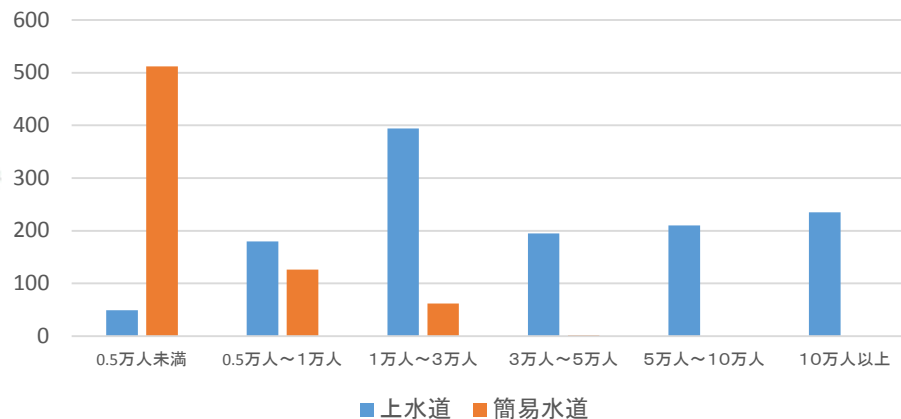
※「水道用水供給事業」は次ページ以降、「用水供給事業」という。

水道事業の経営主体

	事業数	公営				
		都道府県営	指定都市営	市営	町村営	企業団営
上水道事業 (末端給水事業)	1,263	4	19	684	507	49
簡易水道事業	702	1	4	223	471	3
水道用水供給事業	68	22	1	1	—	44

※建設中・想定企業会計を除く事業数。

給水人口別事業数



(出典)平成28年度地方公営企業決算状況調査

地方財政法における公営企業

(地方債の制限)

第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。

- 一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業(以下「公営企業」という。)に要する経費の財源とする場合

(公営企業の経営)

第六条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入(第五条の規定による地方債による収入を含む。)をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

(地方財政法施行令46条で定める事業)

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 一 水道事業 | 二 工業用水道事業 | 三 交通事業 |
| 四 電気事業 | 五 ガス事業 | 六 簡易水道事業 |
| 七 港湾整備事業 | 八 病院事業 | 九 市場事業 |
| 十 と畜場事業 | 十一 観光施設事業 | 十二 宅地造成事業 |
| 十三 公共下水道事業 | | |

地方公営企業法における公営企業

(この法律の適用を受ける企業の範囲)

第二条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業(これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。)に適用する。

- 一 **水道事業**(簡易水道事業を除く。) 二 工業用水道事業
- 三 軌道事業 四 自動車運送事業 五 鉄道事業
- 六 電気事業 七 ガス事業

- ② 前項に定める場合を除くほか、次条から第六条まで、第十七条から第三十五条まで、第四十条から第四十一条まで並びに附則第二項及び第三項の規定(以下「財務規定等」という。)は、地方公共団体の経営する企業のうち**病院事業**に適用する。
- ③ 前二項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例(略)で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の**全部又は一部を適用**することができる。

	組織・職員	財務規定	特会、独立採算	企業債
水道、交通など	○	○	○	○
病院		○	○	○
下水など			○	○
その他				○

水道事業の経営状況①(法適用・非適用)

(単位:事業、億円)

項目	年度	27 (A)			28 (B)			増減 ((B)-(A))		
		法適用	法非適用	合計	法適用	法非適用	合計	法適用	法非適用	合計
黒字事業数		1,227 (89.7%)	704 (99.2%)	1,931 (92.9%)	1,242 (91.3%)	668 (98.7%)	1,910 (93.7%)	15	△ 36	△ 21
黒字額		3,831	60	3,891	4,018	94	4,112	186	34	220
赤字事業数		141 (10.3%)	6 (0.8%)	147 (7.1%)	119 (8.7%)	9 (1.3%)	128 (6.3%)	△ 22	3	△ 19
赤字額		257	1	258	63	5	68	△ 194	4	△ 189
総事業数		1,368	710	2,078	1,361	677	2,038	△ 7	△ 33	△ 40
収支		3,575	59	3,634	3,954	89	4,043	380	30	409

平成28年度黒字事業の割合 93.7%(1,910/2,038事業)

平成28年度赤字事業の割合 6.3%(128/2,038事業)

(注) 1. 事業数は決算対象事業数(建設中のものを除く。)である。

2. 黒字額・赤字額は、法適用事業は総収支、法非適用事業は実質収支による。

3. ()書は総事業数(建設中のものは除く。)に対する割合である。

4. 法適用には、上水道事業(末端給水事業)、用水供給事業、法適用の簡易水道事業を含み、法非適用は法非適用の簡易水道のみである。(次ページ以降同じ)

(出典)平成28年度地方公営企業決算状況調査

水道事業の経営状況②(法適用・非適用)

○法適用事業

(単位:億円)

項目	平成28年度
収 益	31,849
総 常 収 益	31,646
営 業 収 益	27,947
営業収益(受託工事収益を除く)	27,796
うち 料金収入	26,571
他会計負担金	107
他会計補助金	433
国庫(県)補助金	44
長期前受金戻入	2,504
特別利益	202
総 費 用	27,894
経 常 費 用	27,689
営 業 費 用	25,927
うち 職員給与費	3,082
減価償却費	10,088
支 払 利 息	1,617
特別損失	205
純 損 益	3,954
純 利 益	4,018
純 損 失	63
資本的支出	
建設改良費金	11,555
企業債償還金	5,544
その他	727
計	17,826
同 上 財 源	
内部資金	12,001
外部資金	5,812
企業債	3,411
他会計出資金	588
他会計負担金	85
他会計借入金	82
他会計補助金	140
国庫(県)補助金	652
うち 県補助金	59
翌年度繰越財源充当額(△)	61
計	17,813

○法非適用事業

(単位:億円)

項目	平成28年度
収 益	808
営 業 収 益	564
営 業 収 益 (受託工事収益を除く)	560
うち 料金収入	552
他 会 計 繰 入 金	208
総 費 用	601
営 業 費 用	467
支 払 利 息	121
収 支 差 引	207
資本的収支	
資 本 的 収 入	1,247
地 方 債	621
他 会 計 繰 入 金	396
資 本 的 支 出	1,400
建 設 改 良 費	936
地 方 債 償 還 金	452
収 支 差 引	△ 154
実質収支	
黒 字	94
赤 字	5

・法適用事業 収益的収支
減価償却費及び支払利息は附帯事業費を除く。

・法適用事業 資本的収支
内部資金＝補填財源合計額－前年度からの繰越工事資金＋固定資産売
外部資金＝資本的支出額－(内部資金＋財源不足額)

・法非適用事業(a～g)についてはこの資料内では省略している
形式収支＝(収益的収支差引＋資本的収支差引)－積立金(a)＋前年度からの繰越金(b)
－前年度繰上充用金(c)＋収益的支出に充てた地方債(d)＋収益的支出に充てた他会計借入金(e)
実質収支(黒字・赤字)＝形式収支(f)－翌年度に繰越すべき財源(g)
なおこの資料内での実質収支黒字額・赤字額については各団体の決算状況調査での合計額である。

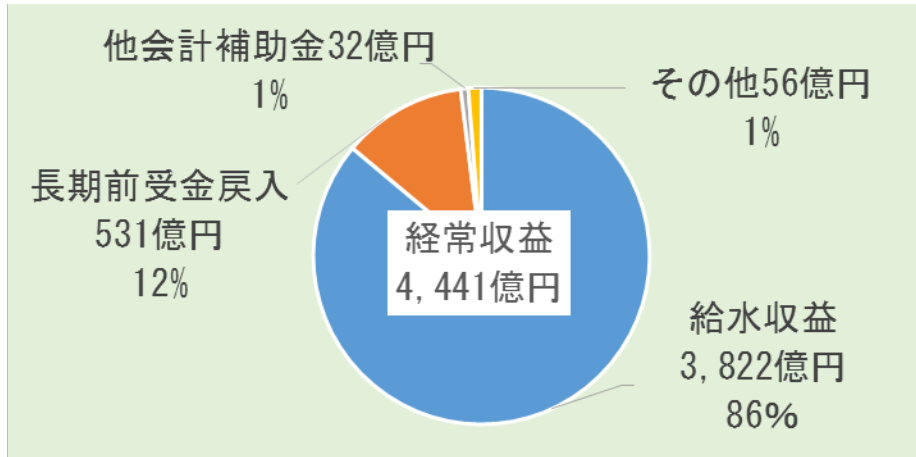
※表示単位未満四捨五入の為、合計額と一致しない場合がある。

(出典)平成28年度地方公営企業決算状況調査

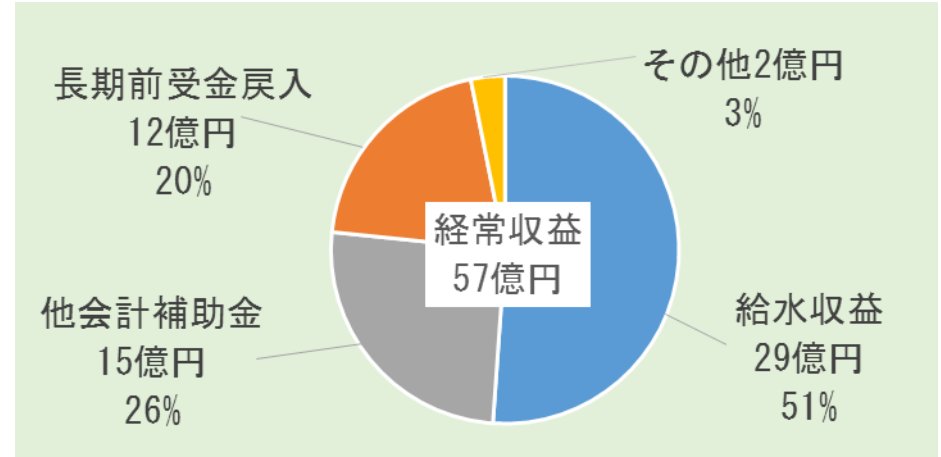
平成28年度地方公営企業決算状況調査(経常収益)

- 上水道事業(末端給水事業・用水供給事業)では、経常収益の大半は給水収益となっている。
- 簡易水道事業では、給水収益(料金収入)とともに他会計補助金(繰入金)も多い。

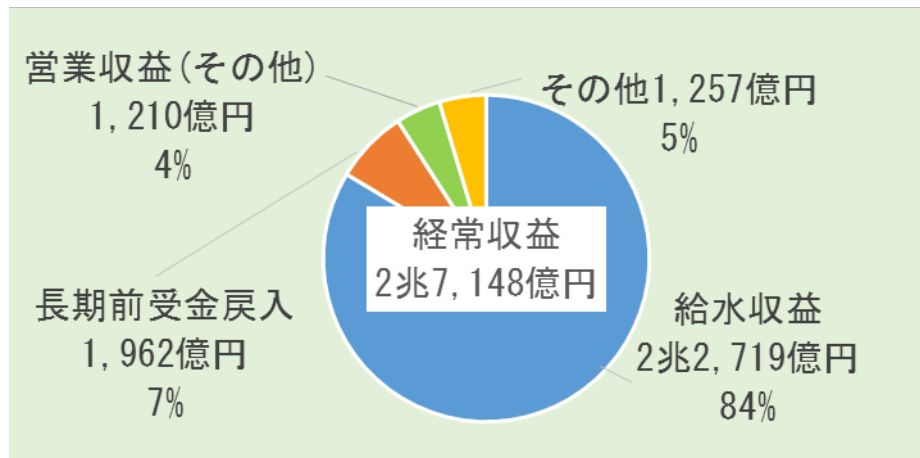
1、用水供給事業



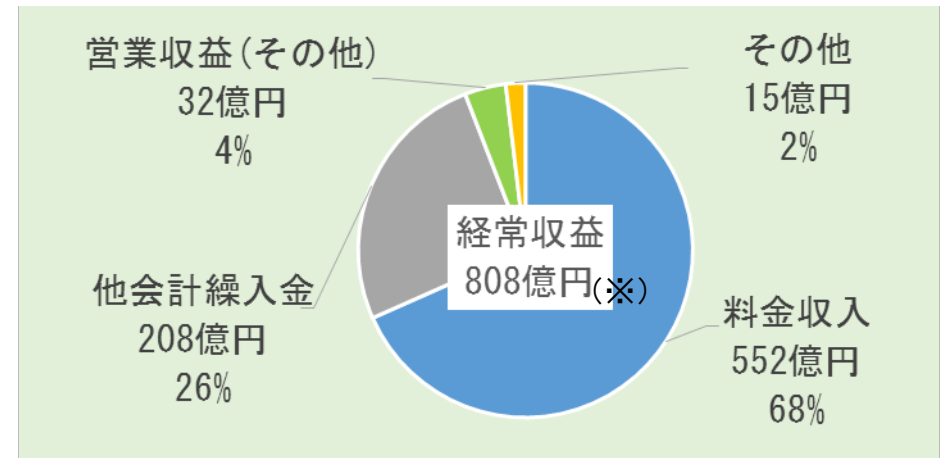
3、簡易水道事業(法適用)



2、末端給水事業



4、簡易水道事業(法非適用)



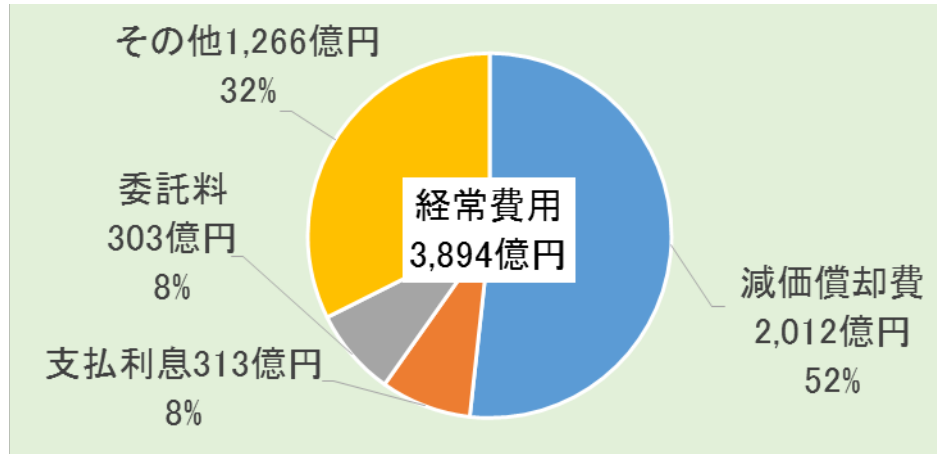
(出典)平成28年度地方公営企業決算状況調査
※表示単位未満四捨五入の為、合計額と一致しない場合がある。

※法非適用であるため本来は総収益であるが、この資料内では経常収益と文言を統一する。

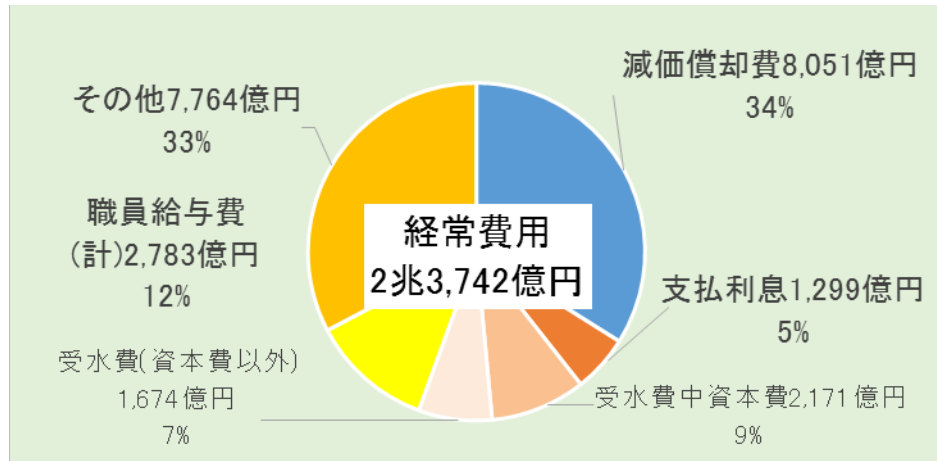
平成28年度地方公営企業決算状況調査(経常費用)

○ 減価償却費(法非適用事業では地方債償還金)が最も高く、受水費中資本費や支払利息まで含めた資本費的な費用が5割程度を占める。

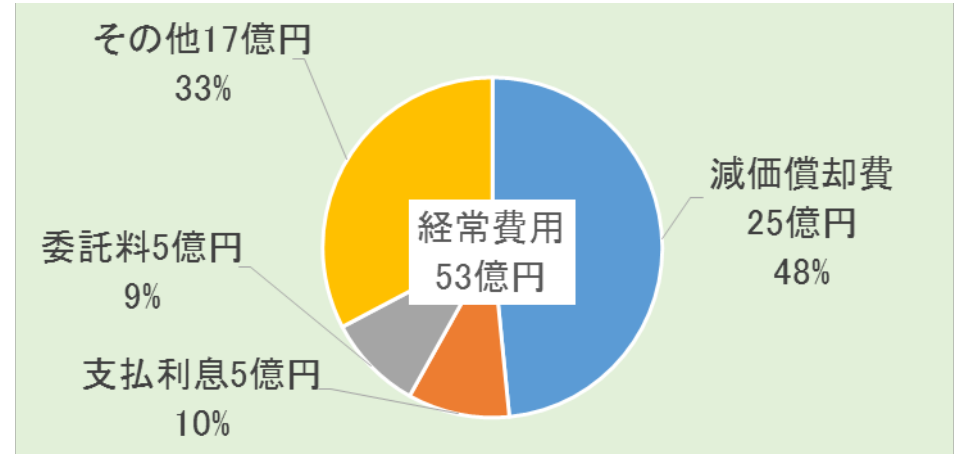
1、用水供給事業



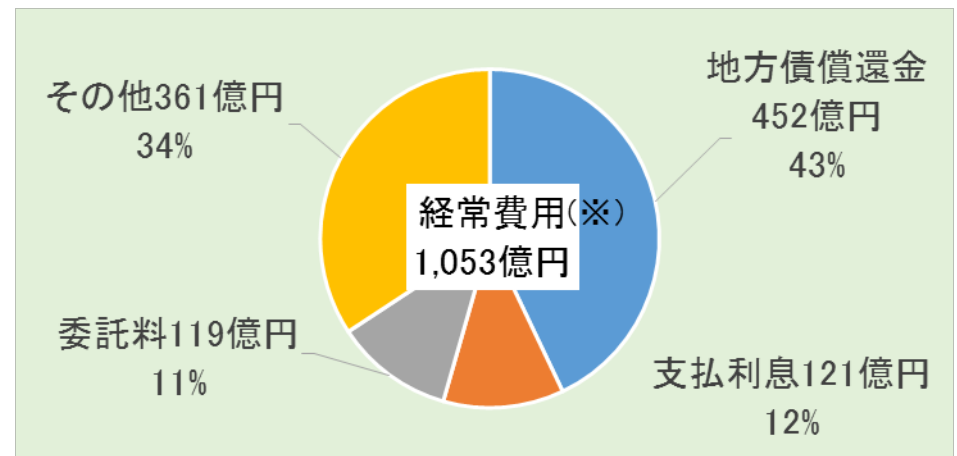
2、末端給水事業



3、簡易水道事業(法適用)



4、簡易水道事業(法非適用)



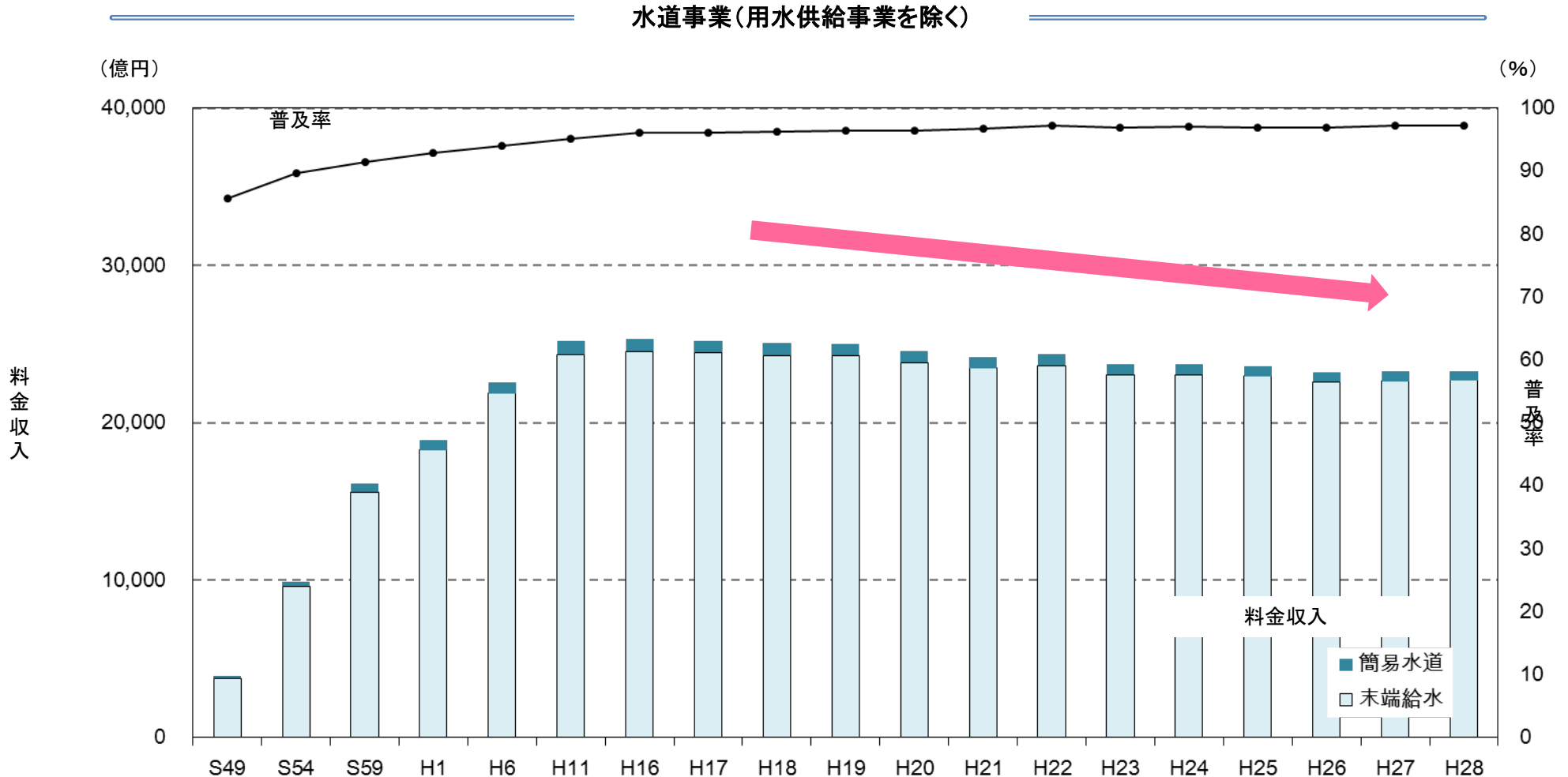
(出典)平成28年度地方公営企業決算状況調査
※表示単位未満四捨五入の為、合計額と一致しない場合がある。

※法非適用であるため総費用と地方債償還金を合わせた額をこの資料内では経常費用と文言を統一する。

水道事業の収入に伴う現状と課題

水道事業の料金収入の推移

○ 水道事業の料金収入は、人口減少社会の到来、節水型社会への移行や産業構造の変化などにより減少傾向にある。



水道料金改定の状況

- 回答のあった事業者のうち、直近の料金改定の前の料金改定との期間が5年以上空いている事業者が、約7割となっている。
- 料金改定を検討していない事業者が、2/3程度いるが、このうち、経営戦略もアセットも未実施の事業者が上水で1/4、簡水で半数を占めている。

○直近の料金改定までの期間

料金改定期間	回答事業者数 (N=1,568)	
3年未満	187	(11.9%)
3年以上5年未満	306	(19.5%)
5年以上10年未満	509	(32.5%)
10年以上15年未満	267	(17.0%)
15年以上20年未満	189	(12.1%)
20年以上25年未満	69	(4.4%)
25年以上	41	(2.6%)

○現在の料金改定検討の有無

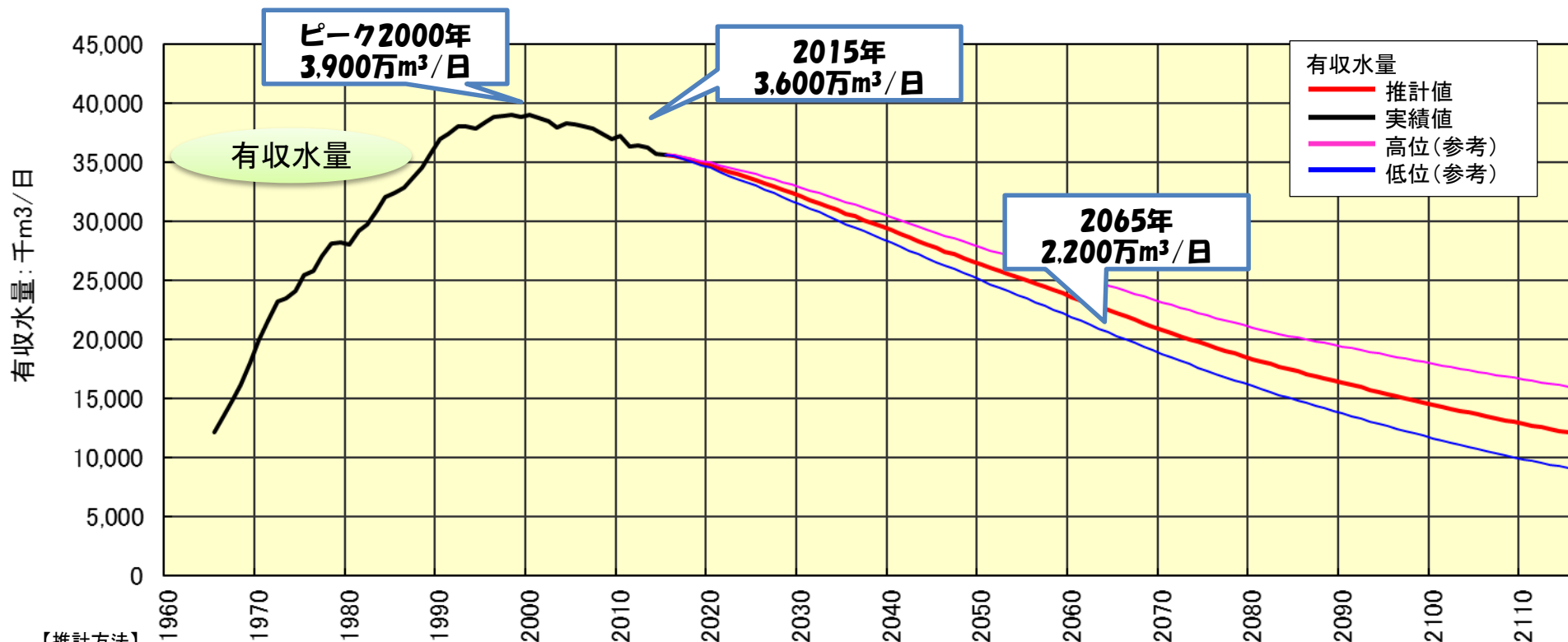
現在料金改定を検討しているか	回答事業者数 (N=1,934)	
検討している	673	(34.8%)
検討していない	1,261	(65.2%)

料金改定を検討していない理由	回答事業者数			うち経営戦略もアセットも未実施		
	計	上水	簡水	計	上水	簡水
①現在の料金水準が適正であるため	324 26.0%	259	65	99	67	32
②必要性は感じているが諸般の事情により検討できていない	456 36.6%	274	182	186	88	98
③必要性を感じていない	150 12.0%	101	49	46	21	25
④その他(自由回答)	316 25.4%	211	105	102	50	52
合計	1,246	845	401	433	226	207

※日本水道協会「水道料金算定要領」によると
料金算定期間は概ね3～5年が基準

水道事業の将来の需要水量(有収水量ベース)

- 日本の人口変動や、節水機器の普及等による家庭での一人当たりの使用水量の減少により、有収水量は平成12年(2000年)をピークに減少しており、50年後(2065年)にはピーク時より約4割減少。
- 水道事業は、原則水道料金で運営(独立採算制)されているが、人口減少に伴い料金収入も減少し、水道事業の経営状況は厳しくなってくる。



【推計方法】

①給水人口：日本の将来推計人口（平成29年推計）に上水道普及率（H27実績94.4%）を乗じて算出した。

②有収水量：家庭用と家庭用以外に分類して推計した。

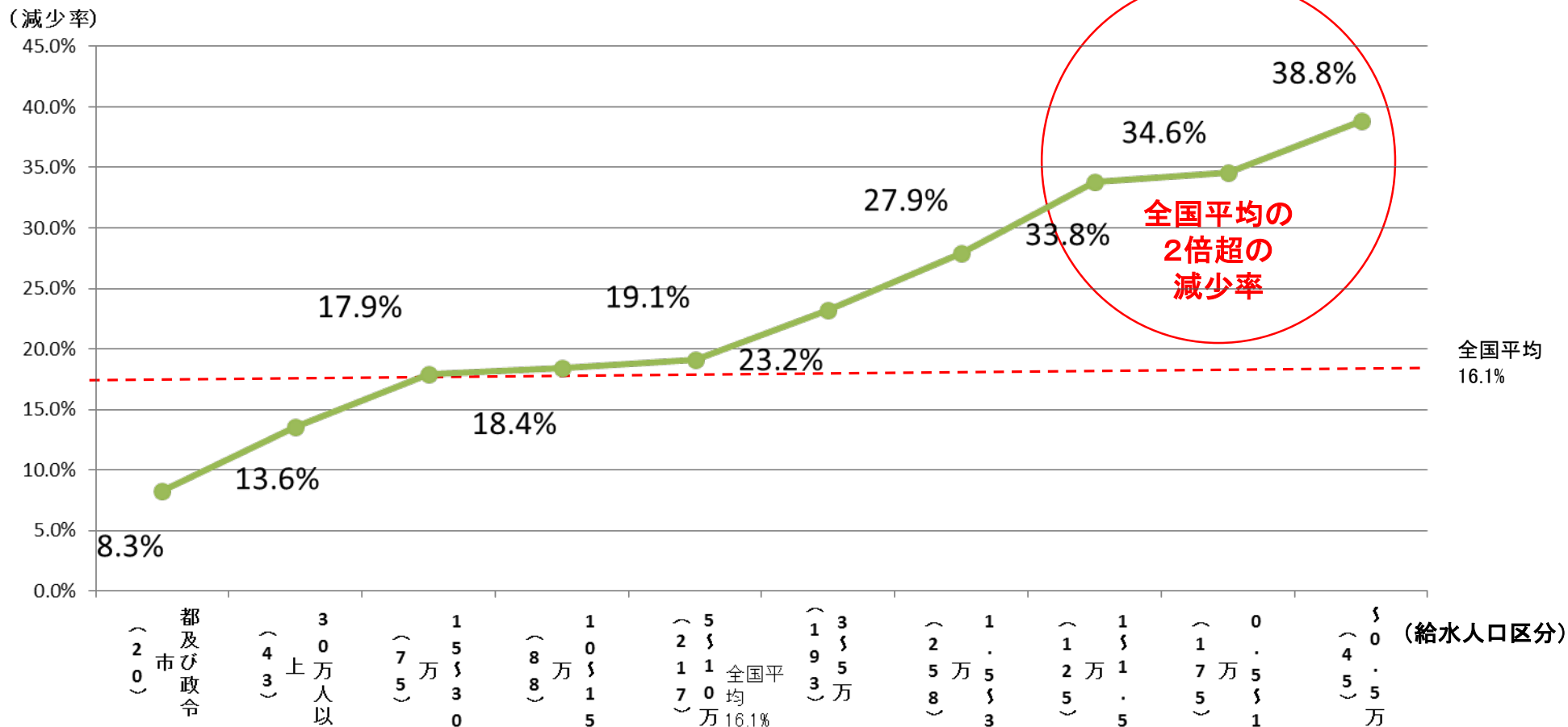
家庭用有収水量=家庭用原単位×給水人口

家庭用以外有収水量は、今後の景気の動向や地下水利用専用水道等の動向を把握することが困難であることから、家庭用有収水量の推移に準じて推移するものと考え、家庭用有収水量の比率（0.310）で設定した。

③高位、低位は、日本の将来推計人口の死亡低位仮定出生高位（高位）、死亡高位仮定出生低位（低位）に変更した場合の推計結果である。

給水人口規模別の人口減少率(2010年⇒2040年)

○ 規模の小さな団体ほど、人口減少率が高くなっている。



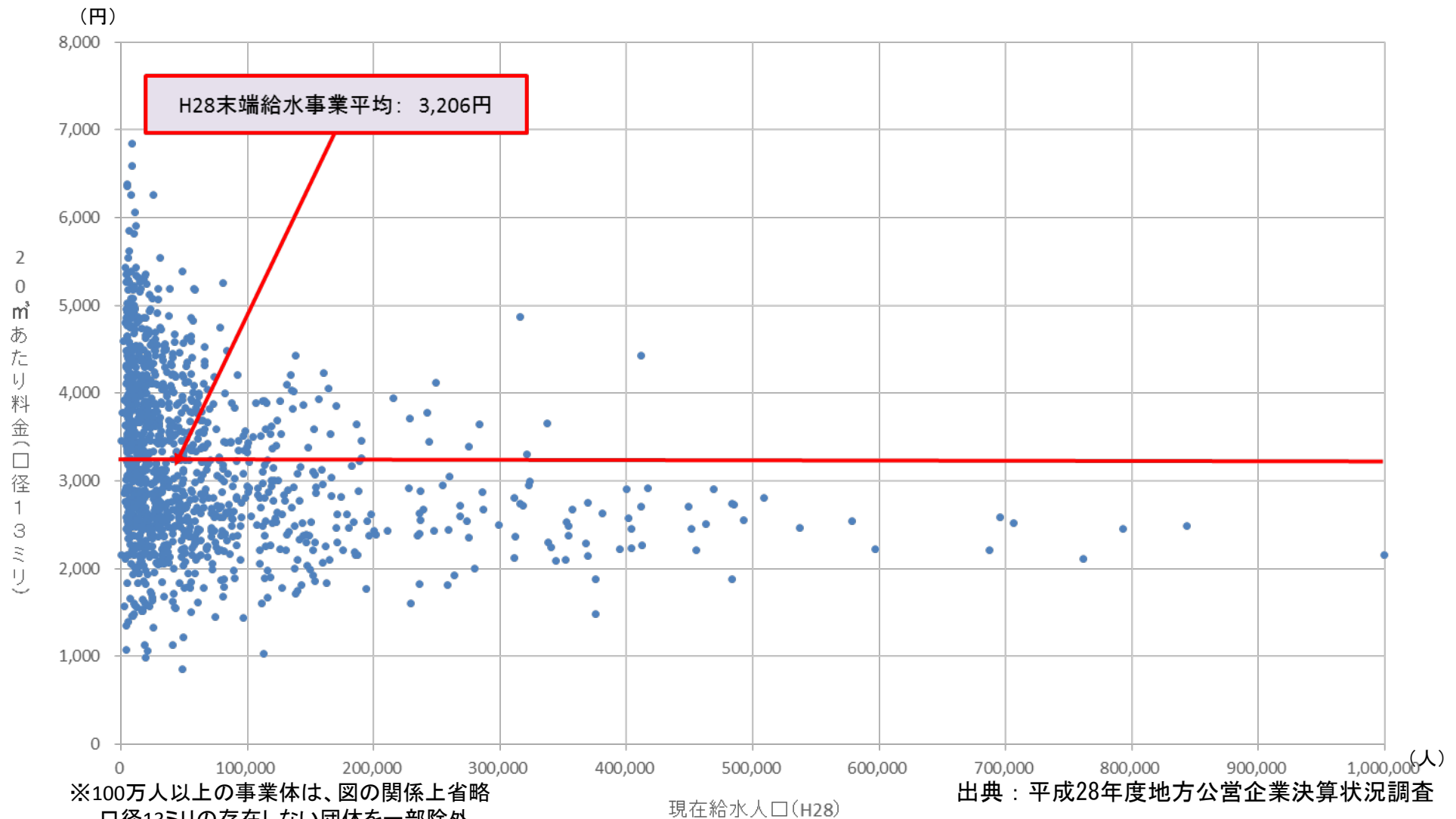
※ 2010年から2040年の人口減少率

※ 減少率は各給水人口区分内の団体の単純平均

※ 福島県及び一部の末端事業者の推計人口のデータがないため、上水道末端事業者数と一致しない

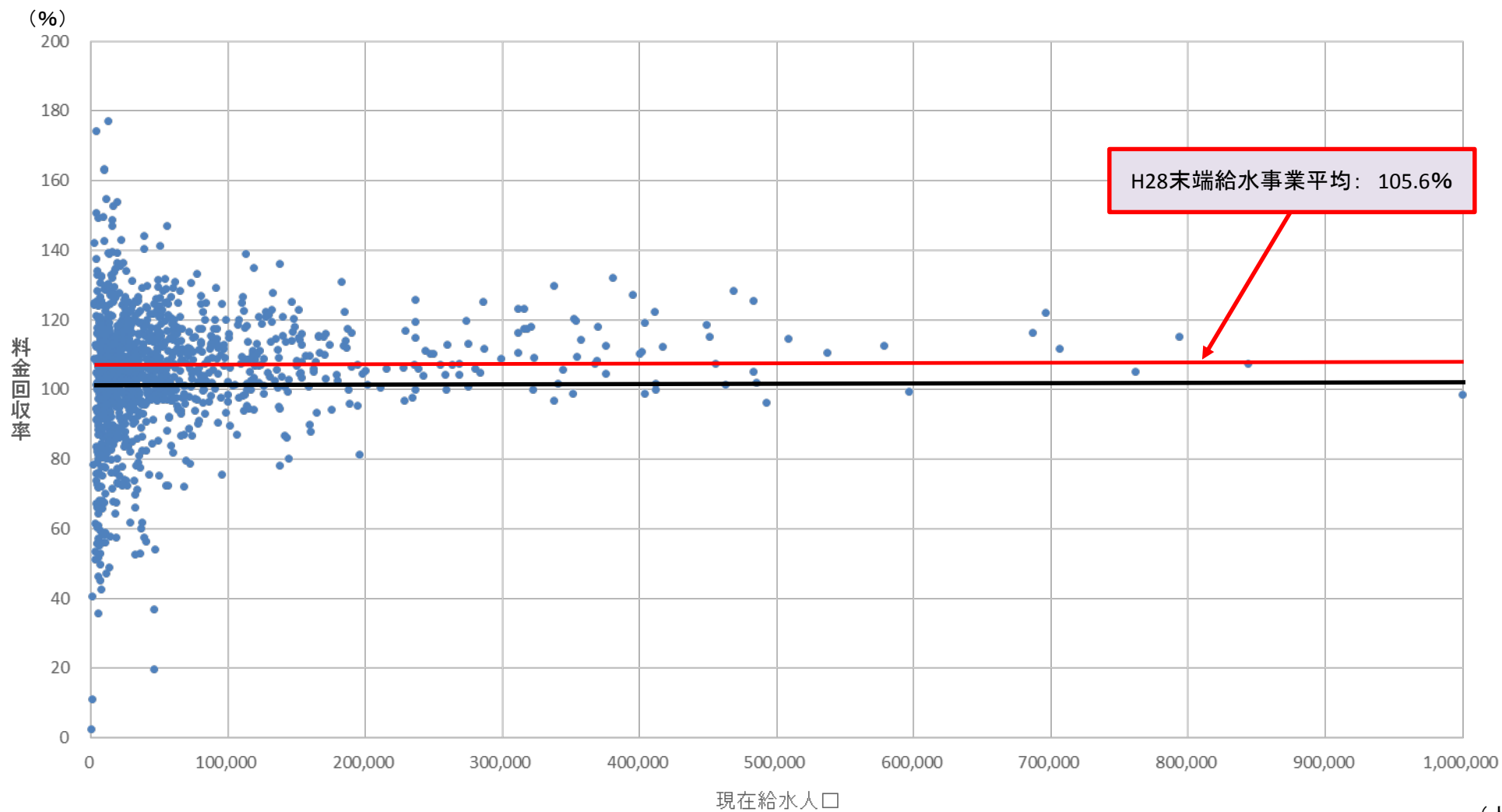
末端給水事業の料金収入の分布

- 給水人口の少ない団体ほど、経営環境の影響等から料金に偏差が見られ、最低853円(兵庫県赤穂市)と最高6,841円(北海道夕張市)で約8倍の差がある。



末端給水事業の給水人口と料金回収率の分布

○ 約 1 / 3 の団体が料金回収率100%未満となっている。

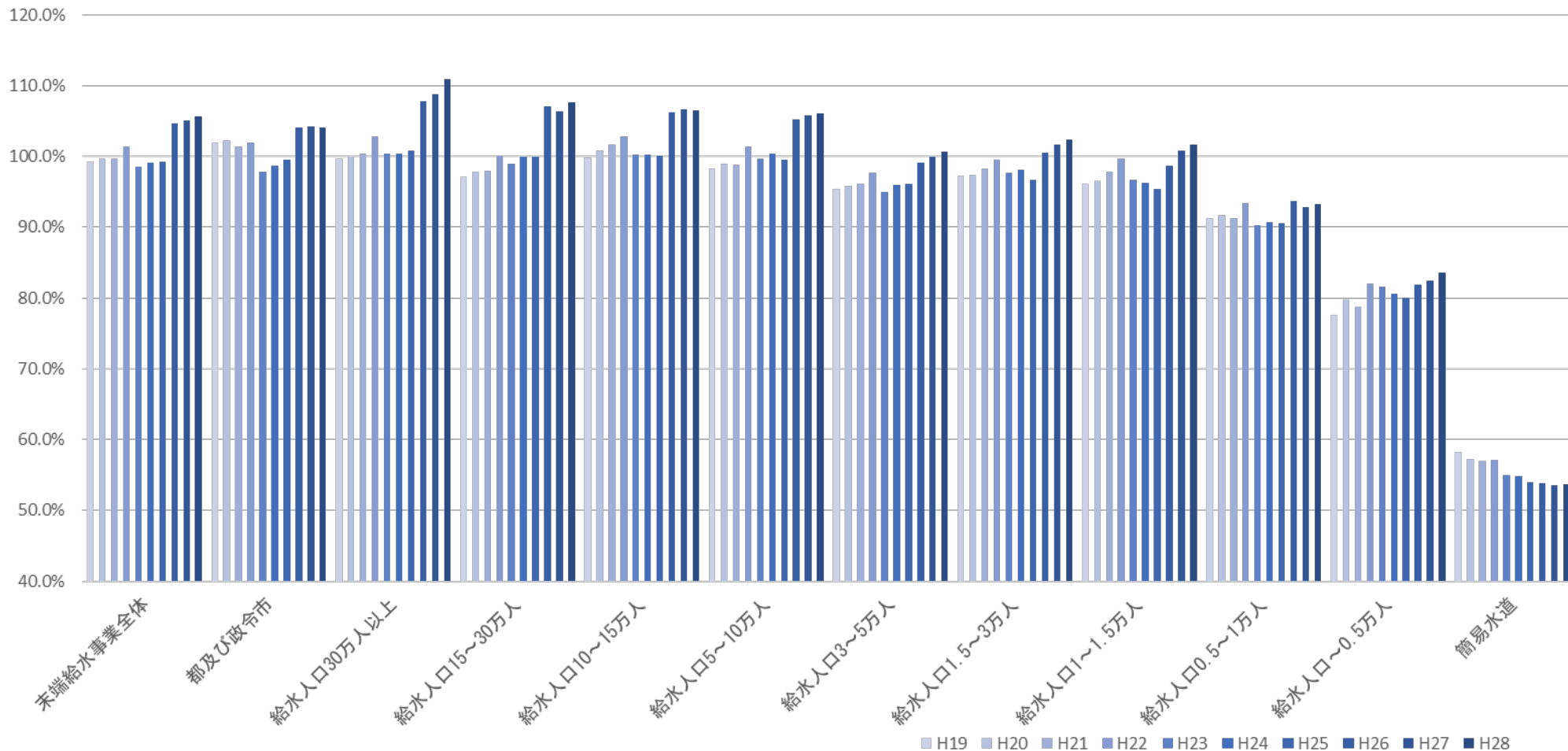


※100万人以上の事業体は、図の関係上省略

出典：平成28年度地方公営企業決算状況調査 (人)

過去10年間の料金回収率の状況

○ 規模の小さな団体ほど、料金収入で経常経費を賄っていない状態にある。



※料金回収率とは、1 m³当たりの供給単価と給水原価との関係を見るもの（供給単価÷給水原価）。料金回収率が100%を下回っている場合、給水にかかる費用が水道料金による収入以外に他の収入で賄われていることを意味する。

※平成26年度から末端給水事業の数値が上昇しているのは、会計制度変更の影響。

資産維持費の状況

○ 資産維持費とは、給水サービス水準の維持向上及び施設実体の維持のため、事業内に再投資されるべき額のこと

○ 資産維持費の計算方法

$$\text{資産維持費} = \text{対象資産} \times \text{資産維持率} \quad (3\% \text{を標準})$$

※①対象資産は、償却資産額の料金算定期間期首及び期末の平均残高とし、遊休資産を除くなど将来的にも維持すべきと判断される償却資産とする。

②資産維持率は、今後の更新・再構築を円滑に推進し、永続的な給水サービスの提供を確保できる水準として3%を標準とし、各水道事業者の創設時期や施設の更新状況を勘案して決定する。

参考：日本水道協会「水道料金算定要領」（平成27年2月改訂）

○資産維持費の算入の有無

資産維持費相当額を算入しているか	回答事業者数 (N=1,269)
算入している	527 (41.5%)
算入していない	742 (58.5%)

○資産維持率の設定の有無

資産維持率を設定しているか	回答事業者数 (N=508)
設定している	205 (40.4%)
設定していない	303 (59.6%)

○資産維持率の設定状況

資産維持率	回答事業者数 (N=198)
10%以上	11 (5.6%)
5%以上10%未満	9 (4.5%)
4%以上5%未満	2 (1.0%)
3%以上4%未満	34 (17.2%)
2%以上3%未満	22 (11.1%)
1%以上2%未満	55 (27.8%)
1%未満	65 (32.8%)

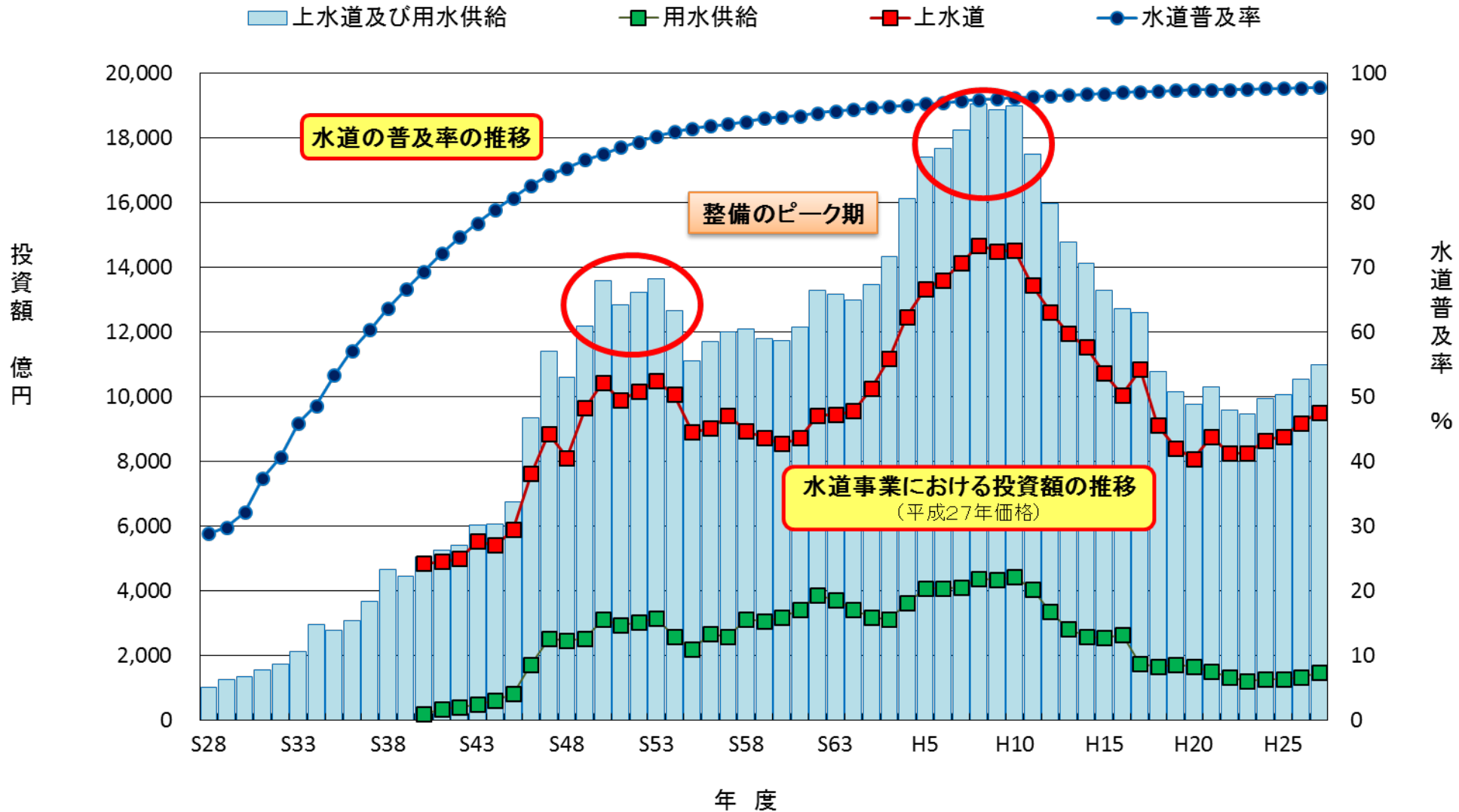
全回答事業者のうち資産維持率を3%以上設定し算入している団体は4.4% (56/1,269)

資産維持率を設定している団体のうち3%未満の団体が71.7% (142/198)

水道事業の支出に係る現状と課題

過去の投資実績(末端給水事業・水道用水供給事業)

○ 昭和50年付近と平成10年付近に投資の山がある。

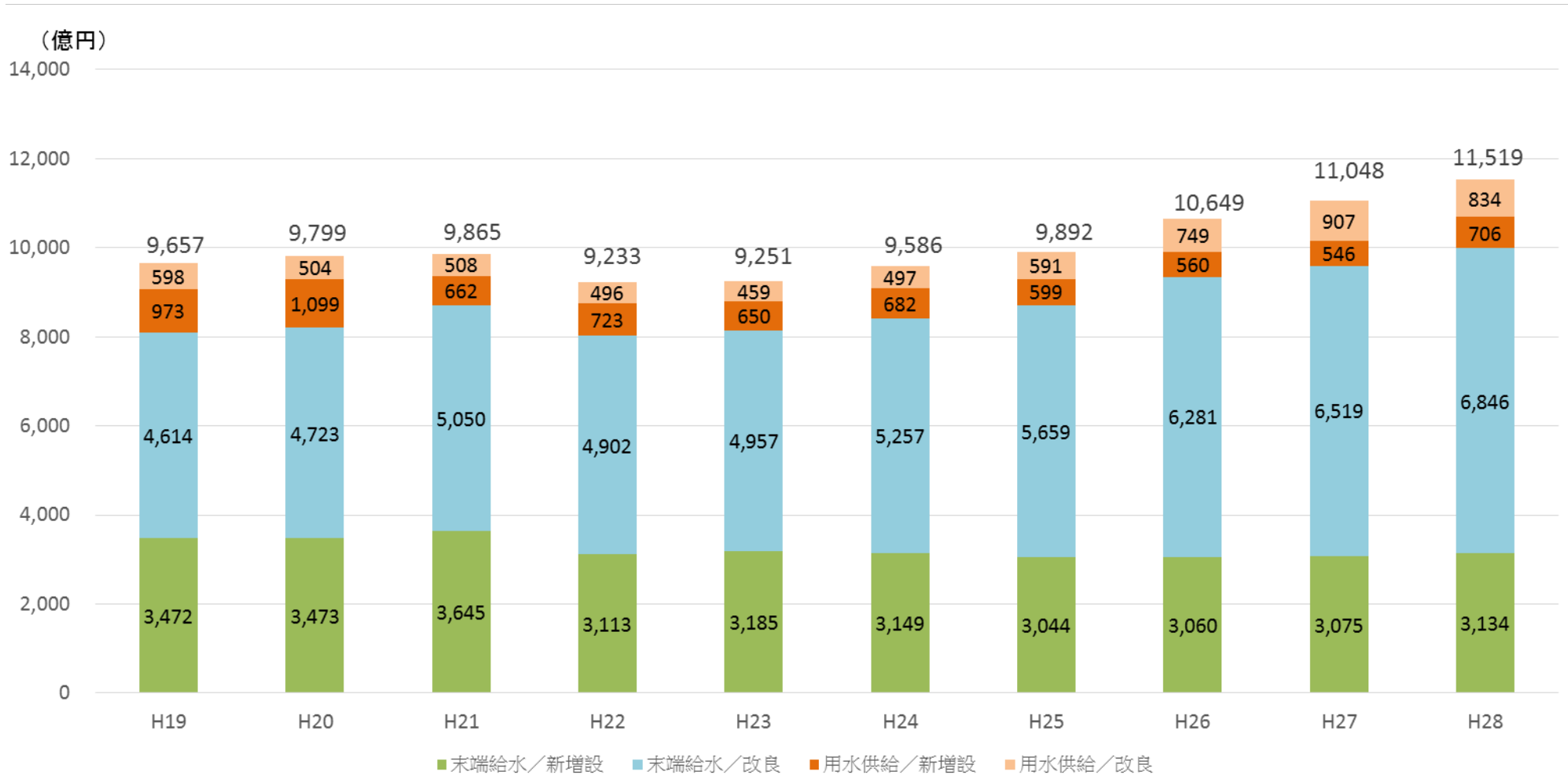


※「投資額」は建設改良費を指す

出典: 厚生労働省

建設改良費の推移(末端給水事業・用水供給事業)

○ 近年、「改良」分の増加により、建設改良費は年々増加している状況にある。

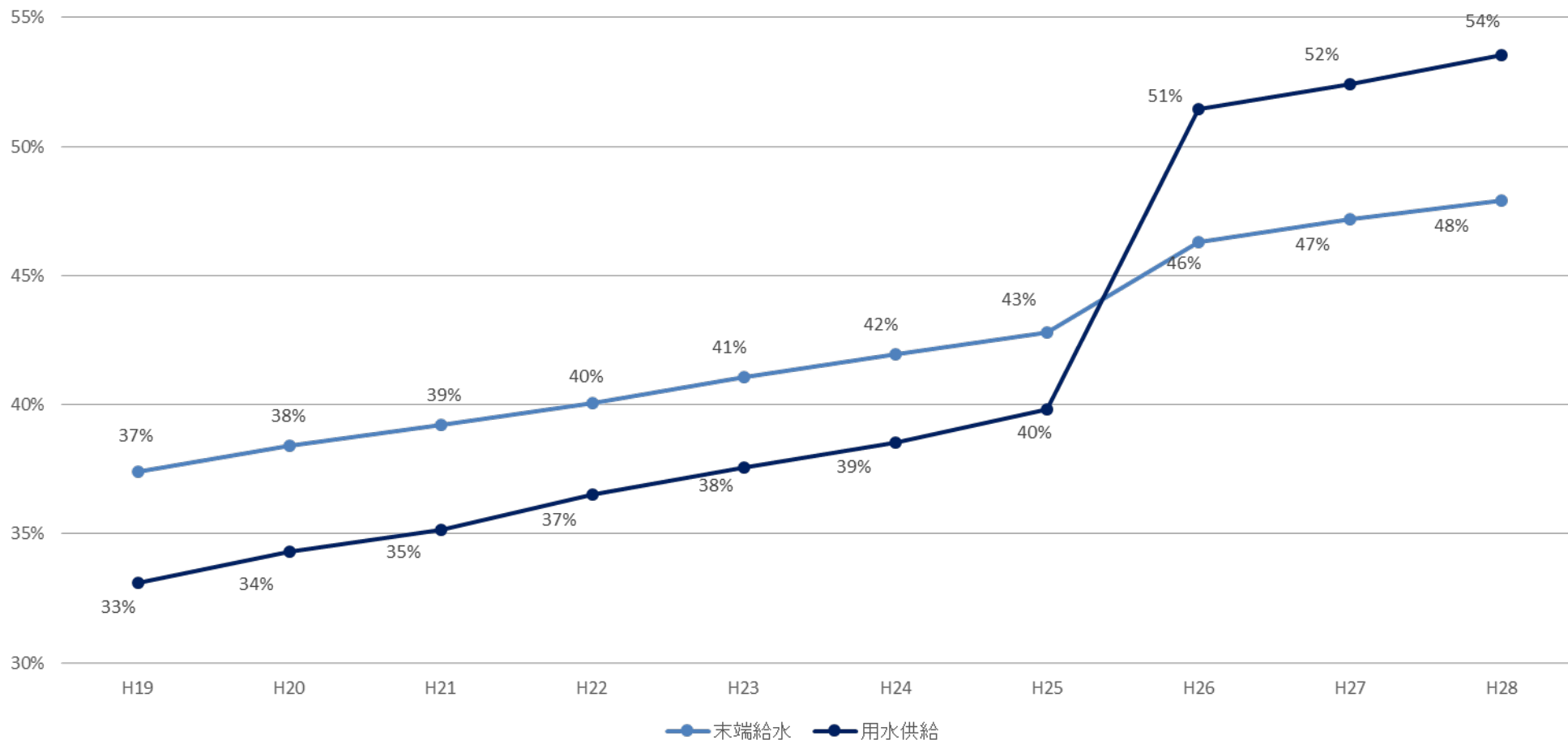


※ 新增設: 事業初期の建設投資に要した費用及び既存施設及び設備等増設に要した費用、改良: その他既存施設及び設備等の改良(更新を含む)に充てた費用

出典: 総務省 地方公営企業決算状況調査

有形固定資産減価償却率の推移(末端給水事業・用水供給事業)

○ 有形固定資産減価償却率は上昇が続いている。

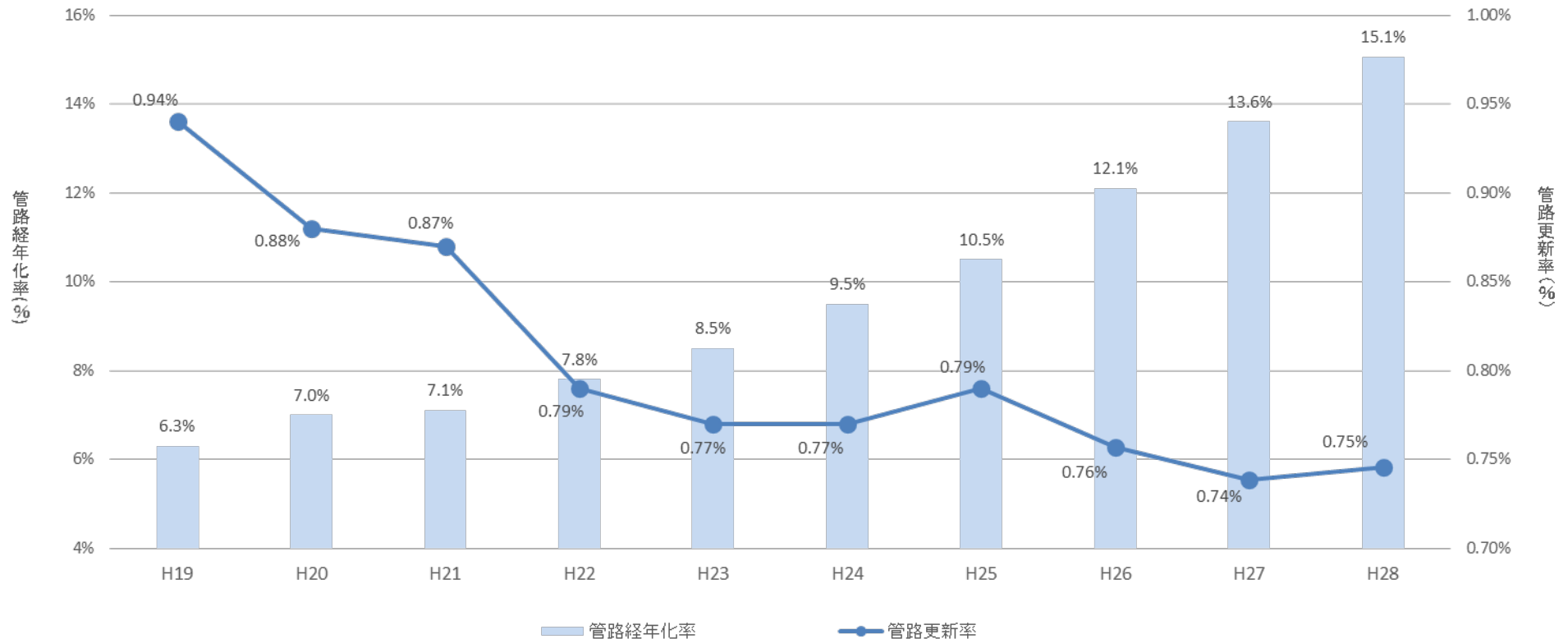


※有形固定資産減価償却率は、償却資産における減価償却済の部分の割合を示す比率であり、減価償却の進み具合を示す。

$$\text{有形固定資産減価償却率(\%)} = \frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$$

管路経年化率・管路更新率(末端給水事業・用水供給事業)

- 管路経年化率は上昇し、管路更新率は低下が続いている。
- H28の更新率では、すべての管路を更新するためにそれぞれ133年要することになる。



※対象は末端給水事業および用水供給事業

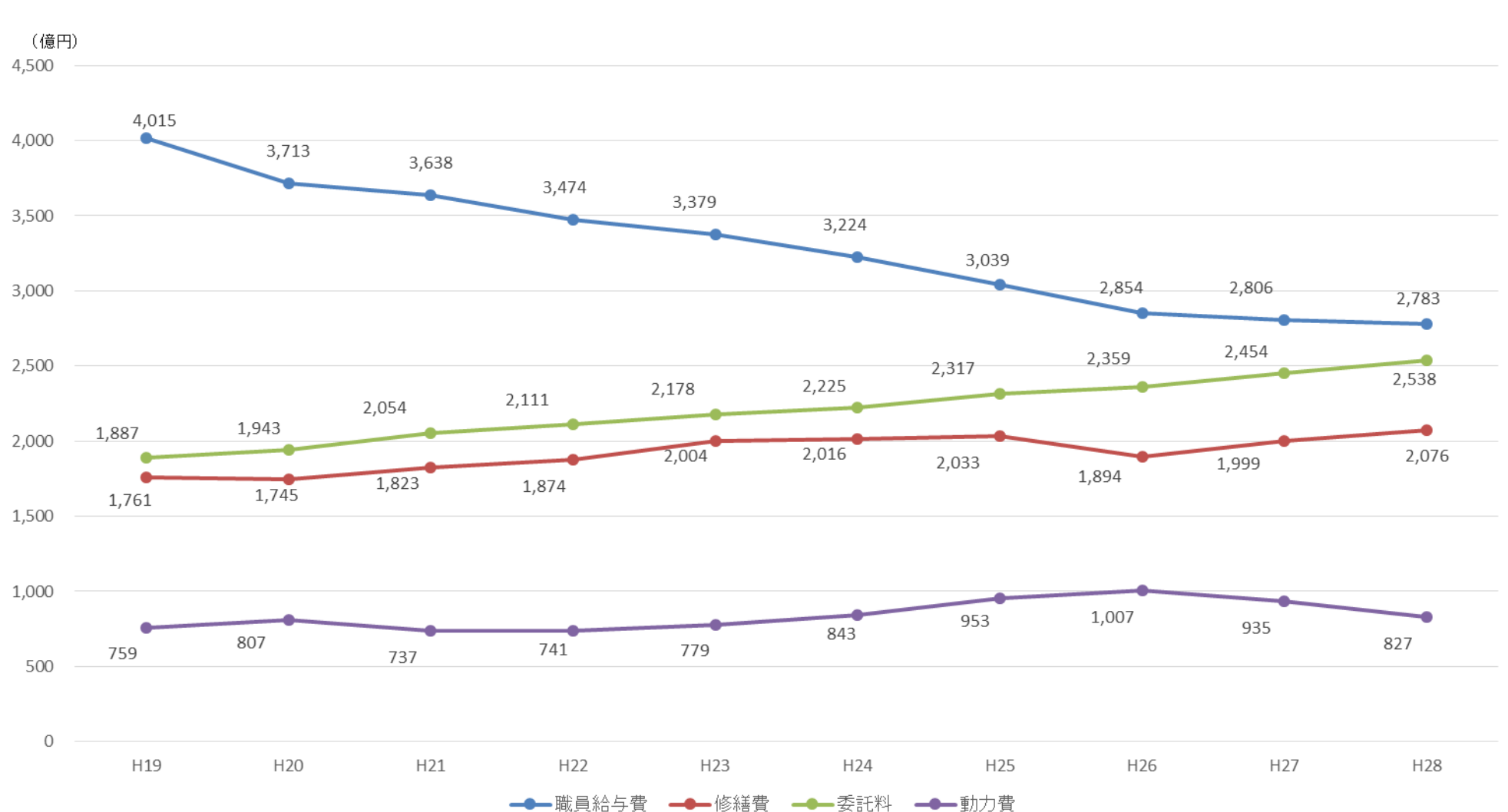
※管路経年化率は法定耐用年数を超過した管路延長の割合を表す指標で、管路の老朽化度合いを示す。管路更新率は当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、管路の更新ペースや状況を示す。

$$\text{管路経年化率(\%)} = \frac{\text{法定耐用年数を超過した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$$

$$\text{管路更新率(\%)} = \frac{\text{当該年度に更新した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$$

その他の支出の推移(末端給水事業)

○ 職員給与費は10年で3割の減である一方、委託料は3割の増、修繕費は2割の増となっている。

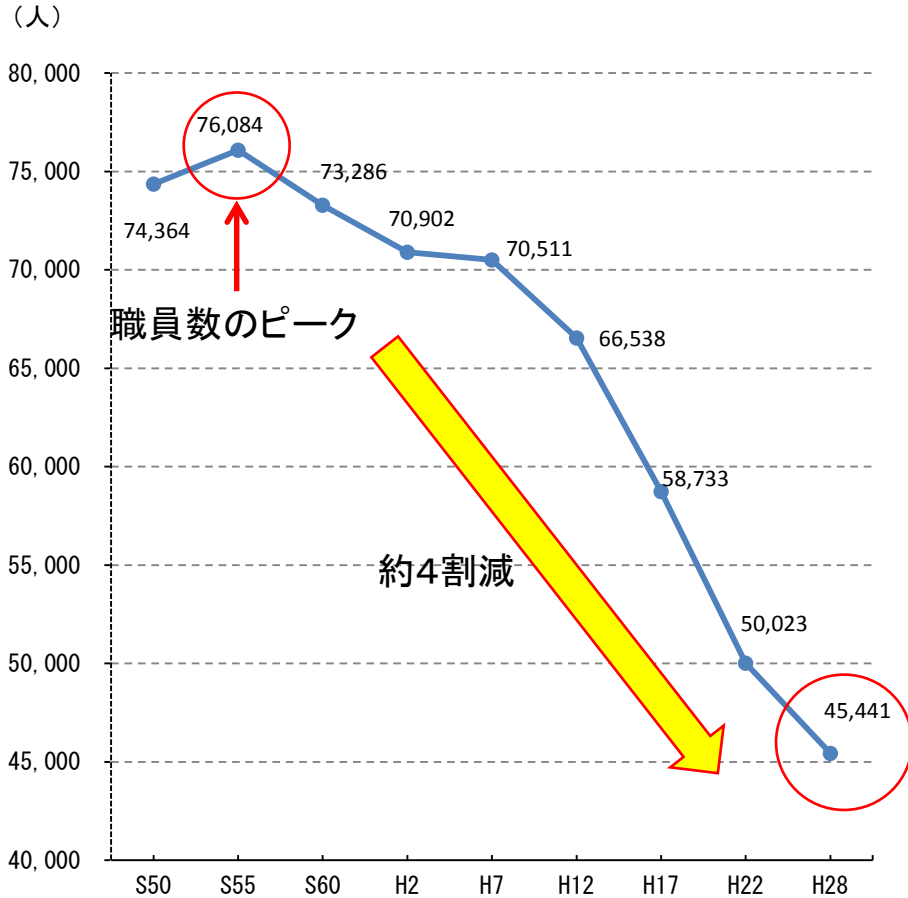


その他の現状と課題

職員数の推移

○ 職員数は減少しており、平均職員数は給水人口の少ない団体ほど少ない。

職員数の推移



給水人口別の平均職員数

平成18年度				平成28年度				増減			
現在給水人口区分	職員数 (A)	事業体数 (B)	平均職員数 (A)/(B)	現在給水人口区分	職員数 (A)	事業体数 (B)	平均職員数 (A)/(B)	現在給水人口区分	職員数増減	事業体数増減	平均職員数増減
末端上水道	50,300	1,329		末端上水道	40,031	1,263		末端上水道			
30万人以上	26,330	66	399	30万人以上	21,399	67	319	30万人以上	-4,931	1	-80
15~30万人	6,328	72	88	15~30万人	5,277	77	69	15~30万人	-1,051	5	-19
10~15万人	4,097	89	46	10~15万人	3,057	90	34	10~15万人	-1,040	1	-12
5~10万人	6,047	226	27	5~10万人	4,302	210	20	5~10万人	-1,745	-16	-7
3~5万人	3,145	212	15	3~5万人	2,449	196	12	3~5万人	-696	-16	-3
1.5~3万人	2,606	289	9	1.5~3万人	2,077	262	8	1.5~3万人	-529	-27	-1
1.5万人未満	1,747	375	5	1.5万人未満	1,470	361	4	1.5万人未満	-277	-14	-1
簡易水道事業	2,422	888		簡易水道事業	1,609	706		簡易水道事業			
法適用	73	24	3	法適用	77	29	3	法適用	4	5	0
法非適用	2,349	864	3	法非適用	1,532	677	2	法非適用	-817	-187	-1

※「職員数の推移」グラフは、用水供給事業の職員数を含む

出典：総務省 地方公営企業決算状況調査

水道事業に係る最近の取組

公営企業の経営改革について

公営企業の更なる経営改革の全体像

○ 公営企業をめぐる経営環境の変化

- 人口減少等による料金収入減 少子高齢化による医療需要の変化 保有する資産老朽化による大量更新期の到来等
→ 経営健全性の維持、住民サービスの安定的な提供のため、**あり方を絶えず見直し、経営改革を行っていくことが不可欠**
⇒ このため、**「抜本的な改革の検討」と「経営戦略の策定」を両輪に経営改革の取組を推進**

【抜本的な改革の検討】

- ・ 公営企業が行っている事業の意義、必要性等を検証し、抜本的な改革を検討
⇒ **事業廃止、民営化、広域化等及び民間活用といった抜本的な改革の検討を推進**

【経営戦略の策定】

- ・ 抜本的な改革の検討を行った上で、10年以上の中長期的な基本計画である経営戦略を策定
⇒ **経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営の推進**

※ 策定に当たっては、広域化等を含む効率化・経営健全化の取組についても必要な検討を行い、取組方針を記載することを求めている

※ 特に、上下水道事業について、広域化等や民間活用の検討に時間を要する場合は、その必要性や基本的な方向性を明記した経営戦略を策定し、その後、具体的な内容が取りまとめられた段階で改めて経営戦略に追加、反映するなどの段階的な対応も考えられる

- 併せて、これらについてよりの確に取組むため、公営企業会計の適用や経営比較分析表の活用等を推進（公営企業の経営状況の**「見える化」**の推進）

抜本的な改革の検討

事業廃止・
民営化

広域化等・
民間活用



経営戦略の策定

投資の合理化、財源見直し等
を行い、経営基盤を強化

公営企業の経営状況の「見える化」

公営企業会計の適用や
経営比較分析表の活用等

公営企業の経営のあり方に関する研究会 報告書[平成29年3月](概要) 総論

公営企業を取り巻く環境の変化と現在の問題状況

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大、大量退職等に伴う職員数の減少、制度改革に伴う影響など、**公営企業を取り巻く経営環境は厳しさを増しつつある。**
- 特に中小の公営企業では、**現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念があり、こうした問題点や危機意識について関係者間で共有を図ることが必要。**

抜本的な改革の必要性

- 現在の経営の効率化・健全化と、将来にわたる安定的な経営の継続のため、**各公営企業は、公営企業会計の適用による損益・資産の正確な把握、経営比較分析表の活用、中長期的な投資必要額と財源の具体的な推計等により、事業の現在の課題、将来の見通し・リスクを「見える化」して把握、分析、公表した上で、こうした将来推計も踏まえ、当該事業の必要性と担い手のあり方について、抜本的な改革の検討を行うことが必要である。**

「抜本的な改革」の検討プロセス

①事業そのものの必要性・公営で行う必要性

- **事業の意義、提供しているサービスの必要性について、各事業の特性に応じて検証**(※1)
⇒ 意義・必要性がないと判断された場合には、速やかに事業廃止等を行うべき
- 事業の継続、サービスの提供自体は必要と判断された場合でも、**収支や採算性、将来性の点から、公営で行うべきかどうかを検討** ⇒ 民営化や民間譲渡について検討

(※1):例えば、水道事業及び下水道事業は、地方公共団体の事業主体としての位置付けが法定されており、②・③を検討する。

②事業としての持続可能性

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設の更新需要や老朽化の程度、制度改革による影響等の**経営上の課題等を勘案し、事業としての持続可能性を検証**
⇒ 持続可能性に問題があると判断された場合、事業の必要性に応じて事業廃止の検討または事業を持続可能なものとするための取組を実施

③経営形態(事業規模・範囲・担い手)

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設の更新需要の増大など、公営企業をめぐる経営環境が厳しさを増す中で、**現在の経営形態を前提とした経営改革だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念**
⇒ 事業統合、施設の統廃合・共同設置、施設管理の共同化、管理の一体化等の**広域化等**(※2)、指定管理者制度、包括的民間委託、コンセッションを含むPPP/PFI方式等の**民間活用**を検討

3つの観点から
4つの方向性を
基本として
抜本的な改革
を検討

事業廃止

民営化・
民間譲渡

広域化等
(※2)

民間活用

(※2):広域化等とは、事業統合はじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適な汚水処理施設を選択し整備する最適化を含む概念である。

公営企業の経営のあり方に関する研究会 報告書(概要) [平成29年3月]各論(水道)

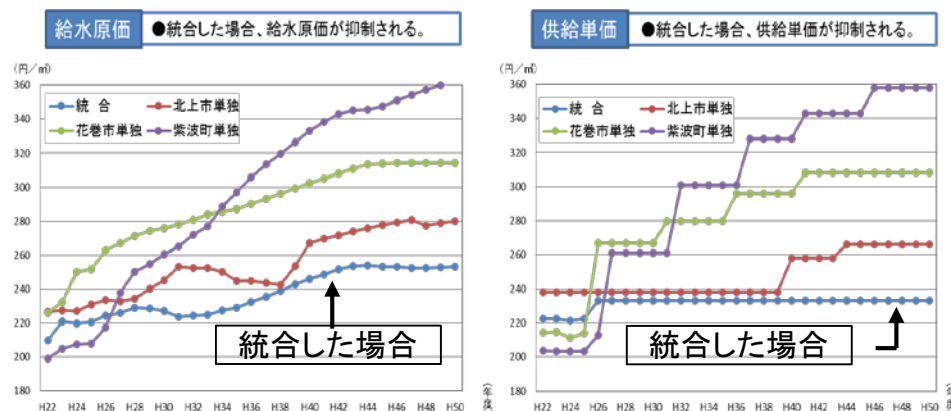
水道事業

人口減少等に伴う料金収入の減少や更新需要の増大等を踏まえ、**広域化等及び更なる民間活用を検討**

水道事業における広域化等の類型及び留意点

- 水道事業の広域化等については、水平統合(企業団の設立)や垂直統合(用水供給と末端給水との統合)といった**事業統合**、浄水場などの**施設の共同設置**、保守点検業務など**施設管理の共同化**、水質検査や情報システムなど**管理の一体化**など、多様な類型がある。
- これらの類型から、**地域の実情に応じて、適切な広域化等の形を選択することが望ましいが、最大の改革の効果が期待できる事業統合を視野に入れて広域化等を検討すべき。**
- 初めから完全な形での事業統合のみを目指すのではなく、**多様な類型の中から、「できることから」広域化等を進めるアプローチも重要。**
- **都道府県は、各市町村における広域化等の推進に当たり、市町村を包括する広域団体として積極的に関与する役割が期待される。**
- **客観的な指標等による分析や将来予測に基づく検討が重要。**
特に、都道府県ごとに設置した広域化等の検討の場においては、**更新需要、給水原価等に関して、市町村間で比較・共有可能なシミュレーション分析**が行われるよう、**都道府県は、主導的な役割を果たすべき。**

【単独の場合と広域化等を行った場合のシミュレーションの事例】
(用水供給を行う岩手中部広域水道企業団と末端給水を行う岩手県内2市1町の水道事業が統合するケース)



水道事業における民間活用の類型及び留意点

- 民間活用は、コストダウンだけでなく、**民間の有する技術やノウハウを積極的に活用する点にも意義があることに留意すべき。**
- **指定管理者制度や、包括的民間委託、コンセッションを含むPPP/PFI方式等の活用を積極的に検討すべき。**
- **中小規模の団体ほど新たに民間活用に取り組むことにより経営効率化の効果が出る余地が大きいという側面もあることに留意し、積極的に検討すべき。**
- 周辺市町村と共同することで円滑・効率的に民間活用に取り組むことができること、民間活用の共同化が広域化等の取組につながることなど、**広域化等とあわせた民間活用も有効。**
- **都道府県は、市町村への情報提供や情報共有・意見交換に向けた検討の場を設けるなど、積極的に関与する役割が期待される。**

公営企業の「経営戦略」の策定推進について

○各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請。

(平成26年8月29日付け公営企業三課室長通知)

○「経済・財政再生計画」の「集中改革期間」である平成28年度から平成30年度までの間、集中的に策定を推進(平成32年度までに策定率100%)

(平成28年1月26日付け公営企業三課室長通知)

経営戦略 [イメージ]

効率化・経営健全化の取組

広域化,民間の資金・ノウハウ活用(PPP/PFI等)

組織,人材,定員,給与の適正化

その他の経営基盤強化の取組(IC/T活用等)

反映

投資試算の検討

- ダウンサイジング、スペックダウン
- 長寿命化
- 過剰・重複投資の見直し
- 優先順位が低い事業の取りやめ

**収支
均衡**

財源試算の検討

- 料金の見直し
- 内部留保額の見直し
- 等

資産管理

アセットマネジメント
ストックマネジメント

**収支ギャップが生じた場合には
その解消を図る**

投資・財政計画の策定

(計画期間は基本10年以上)

経営基盤強化と財政マネジメントの向上

経営健全化に向けた議論の契機とするため住民・議会に対して「公開」

経営戦略の策定を進めるための方策

○「**経営戦略策定ガイドライン**」の策定・公表(平成28年1月)、改訂(平成29年3月)

- ・策定の定義を明確化
 - ・事業別ガイドラインに実務的な策定手順等の記載を充実
 - ・事業別ガイドラインに駐車場整備事業を追加
- } 主な改訂点

○ 毎年度、経営戦略の**策定に係る進捗状況を調査・個別団体ごとに公表**

○ 水道事業の高料金対策、下水道事業の高資本費対策について、**経営戦略策定を要件化**(平成29年度～)

○ 経営戦略の策定に要する経費に対する**特別交付税措置**(平成28年度～30年度)を創設

対象経費

- ・先進団体視察、専門家の招へい等に要する経費
- ・「投資・財政計画」の策定に要する経費(「投資試算」「財政試算」のシミュレーション、収支ギャップ解消策の検討等)
- ・水道広域化の調査・検討に要する経費
- 等

地方交付税措置の内容

- ・対象経費の1/2について一般会計から繰出(上限額 1,000万円(事業費ベース・複数年度通算))
- ・一般会計繰出額の1/2について特別交付税措置
- ・水道広域化等の調査・検討に要する経費については、上限額を上乗せ(+1,500万円)し、重点的に支援

水道事業におけるアセットマネジメントについて①

水道事業のアセットマネジメントの定義

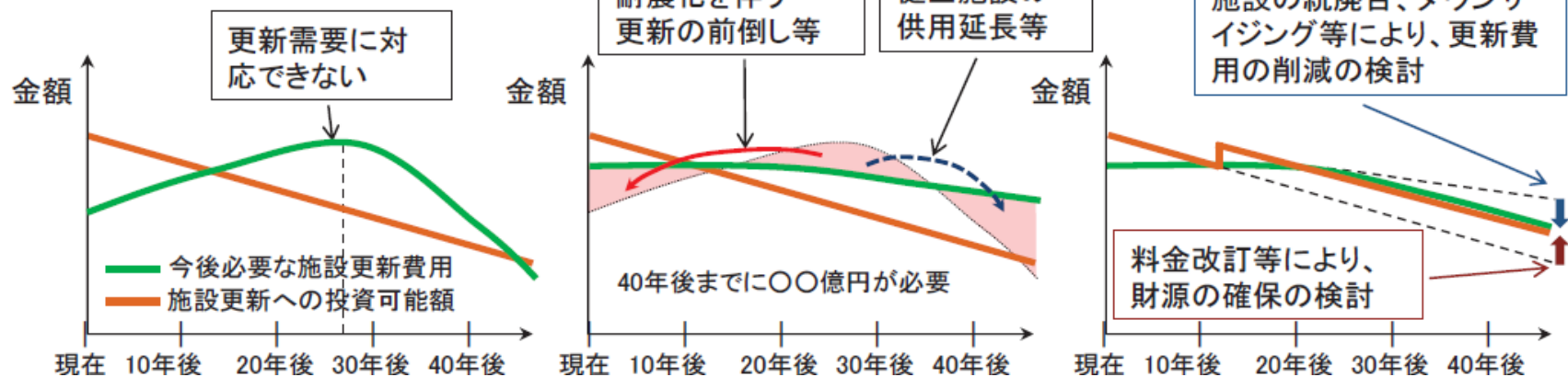
アセットマネジメントとは

将来にわたって水道事業の経営を安定的に継続するための、長期的視野に立った計画的な資産管理をいう。

【アセットマネジメントの構成要素】

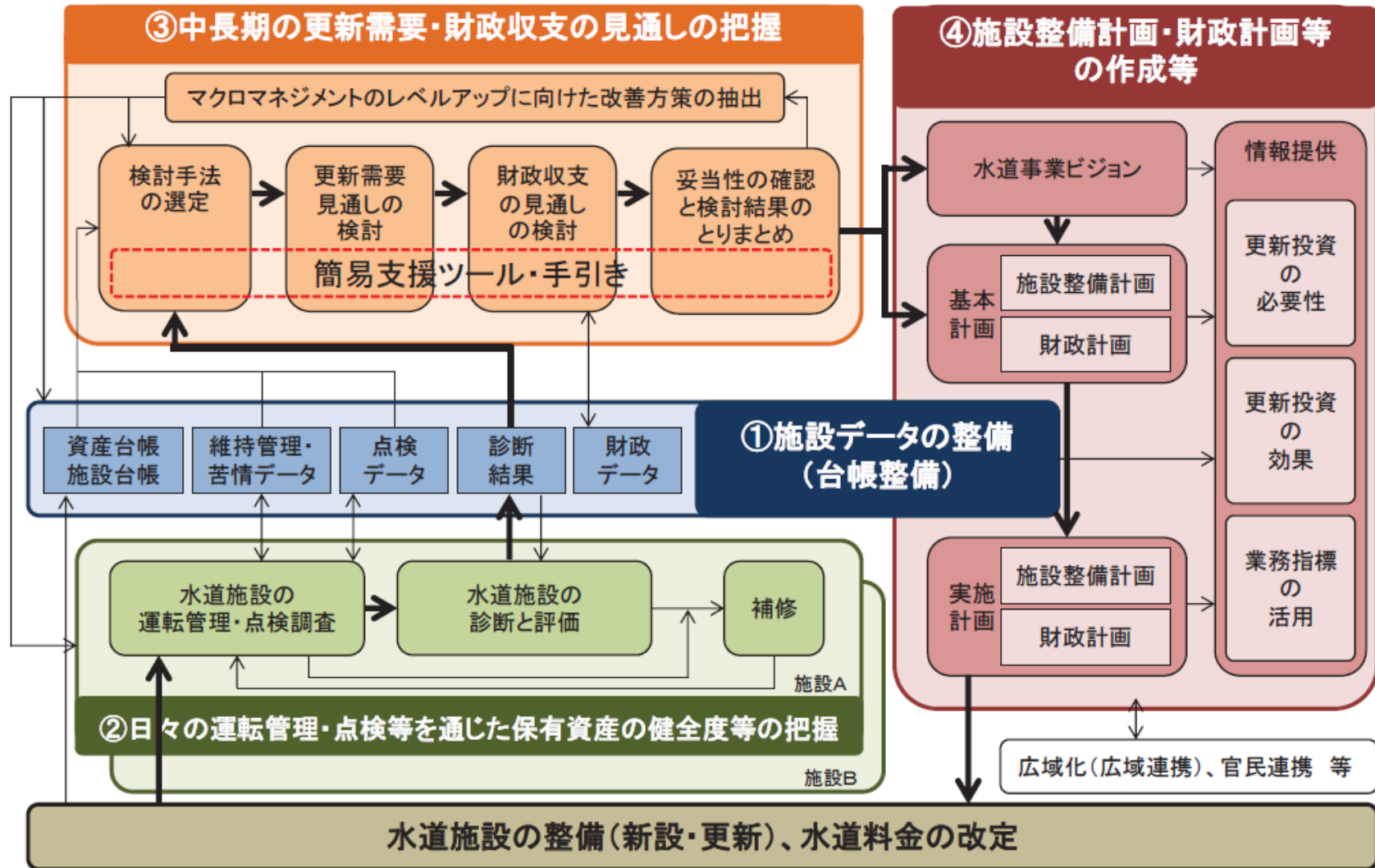
- ①施設データの整備(台帳整備)
- ②日々の運転管理・点検等を通じた保有資産の健全度等の把握
- ③中長期の更新需要・財政収支の見通しの把握
- ④施設整備計画・財政計画等の作成

「更新需要(今後必要な施設更新費用)」と「財政収支の見通し(施設更新への投資可能額)」の比較



水道事業におけるアセットマネジメントについて②

(参考)アセットマネジメントの構成要素及び実施サイクル



アセットマネジメントの実施状況

- 厚生労働省は、平成21年7月に「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」を作成。
- アセットマネジメントの実践を支援するため、必要データを入力することにより更新需要や財政収支の見通しを試算できる「簡易支援ツール」を作成し、平成25年6月に公表。
- 全ての都道府県で「簡易支援ツール」に関する講習会等を実施し、水道事業者のアセットマネジメントへの取組を推進。
- アセットマネジメントの実施率は、平成24年度の約30%から平成28年度の約74%へと増加。

アセットマネジメント(更新需要と財政収支の見通し試算)の実施状況

計画給水人口		5万人未満	5万人～10万人	10万人～25万人	25万人～50万人	50万人以上	用水供給	合計
H24	割合	12.5%	46.4%	66.2%	72.1%	84.0%	67.0%	29.4%
H25	割合	36.3%	69.4%	87.5%	93.0%	100.0%	75.0%	51.6%
H26	割合	45.1%	77.0%	91.3%	93.1%	100.0%	78.5%	59.9%
H27	調査事業者数	906	208	155	55	29	87	1,440
	実施事業者数	494	174	146	52	29	75	970
	割合	54.5%	83.7%	94.2%	94.5%	100.0%	86.2%	67.4%
H28	調査事業者数	881	218	164	59	29	90	1441
	実施事業者数	547	193	152	56	29	82	1059
	割合	62.1%	88.5%	92.7%	94.9%	100.0%	91.1%	73.5%
H27からH28への割合の伸び(ポイント)		7.6%	4.9%	-1.5%	0.4%	0.0%	4.9%	6.1%

注)実施事業者数には実施中の事業者も含まれる。

(平成29年1月時点)

※厚生労働省資料より作成

経営戦略策定状況の「見える化」

経営戦略策定状況の「見える化」

経営戦略の策定状況

- 経営戦略について、平成32年度までに策定するよう要請したところ(平成28年1月)であり、平成29年3月31日時点での策定状況調査を実施。
- 平成32年度までに策定予定の事業の割合は80.7%(策定済含む)となっている一方で、策定予定年度未定の事業の割合は19.3%であり、平成32年度までに一層の策定推進が必要。

公営企業の経営戦略の策定状況(平成29年3月31日現在)

(単位:事業)

	策定済 事業数(構成比)	H29年度に 策定予定 事業数(構成比)	H30~32年度に 策定予定 事業数(構成比)	策定予定年度 未定 事業数(構成比)	合計 事業数(構成比)						
						①策定済	②取組中	③未着手	(②又は③の場合)策定予定年度		④その他
						H29	H30	H31	H32	未定	
水道	622 (33.1%)	354 (18.9%)	662 (35.3%)	239 (12.7%)	1,877 (100.0%)						
工業用水道	41 (27.7%)	19 (12.8%)	58 (39.2%)	30 (20.3%)	148 (100.0%)						
交通	12 (14.6%)	7 (8.5%)	39 (47.6%)	24 (29.3%)	82 (100.0%)						
電気	21 (23.6%)	3 (3.4%)	21 (23.6%)	44 (49.4%)	89 (100.0%)						
ガス	9 (37.5%)	4 (16.7%)	8 (33.3%)	3 (12.5%)	24 (100.0%)						
下水道	2,172 (61.1%)	216 (6.1%)	829 (23.3%)	338 (9.5%)	3,555 (100.0%)						
その他	34 (3.5%)	29 (3.0%)	292 (29.7%)	628 (63.9%)	983 (100.0%)						
合計	2,911 (43.1%)	632 (9.4%)	1,909 (28.2%)	1,306 (19.3%)	6,758 (100.0%)						

「その他」は港湾整備、市場、と畜場、観光施設、宅地造成、駐車場整備

策定状況の「見える化」

- 平成29年3月31日時点での全都道府県・市町村の事業別の策定状況を、総務省HPにおいて公表済(平成29年8月)。
- 今後、毎年度調査を実施し、策定状況の「見える化」を推進することとしている。

公表例(埼玉県内の公営企業を抜粋)

団体名	事業名	事業詳細	経営戦略の策定状況								
			①策定済	②取組中	③未着手	(②又は③の場合)策定予定年度					④その他
						H29	H30	H31	H32	未定	
埼玉県	工業用水道事業	工業用水道	○								
埼玉県	水道事業	上水道(用水供給)	○								
埼玉県	宅地造成事業	その他造成	○								
埼玉県	下水道事業	流域下水道	○								
さいたま市	水道事業	上水道(末端給水)	○								
さいたま市	下水道事業	公共下水道	○								
さいたま市	市場事業	市場		○						○	
さいたま市	と畜場事業	と畜場		○						○	
さいたま市	宅地造成事業	その他造成			○				○		
川越市	水道事業	上水道(末端給水)		○						○	
川越市	駐車場整備事業	駐車場整備			○					○	
川越市	下水道事業	公共下水道		○						○	

※「④その他」は廃止予定事業等。

経営戦略の策定推進(策定予定年度未定事業への対応)

- (1) 策定に向けた検討段階であることを未定の理由としている事業については、既に策定推進施策として講じている策定ガイドライン、策定に要する経費に対する地方交付税措置及び人材ネット事業(外部アドバイザー制度)の活用を促す。
- (2) 必要な知見・ノウハウ不足を未定の理由としている事業については、施設の更新投資等の将来予測方法例を示すなど策定ガイドラインの更なる充実を行った(平成29年3月)。
- (3) 統廃合、広域化等の経営形態見直し検討後、公営企業会計へ移行後、他の計画(既存の経営計画等)の終了・見直しに併せて策定予定であることを未定の理由としている事業については、ヒアリングや助言(講習会、会議等の機会を活用)により平成32年度までの進捗を管理する。

公営企業会計の適用の拡大について(平成27年1月27日付総務大臣通知等)

地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むためには、民間企業の会計基準と同様の公営企業会計を適用し、経営・資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営等を実現することが必要。

公営企業会計適用の取組状況(H29.4.1時点)

【3万人以上の地方公共団体】

公営企業会計を「適用済」及び「適用に取り組中」の団体の割合(※)

→ **下水道事業 98.8%、簡易水道事業 92.6%**

(参考) H28.4.1時点 下水道事業 92.9%、簡易水道事業 86.0%

※下水道事業はH27.1.27付総務省自治財政局長通知で要請している公共下水道及び流域下水道に限る。

なお、下水道事業全体における、公営企業会計を「適用済」及び「適用に取り組中」の団体の割合は97.3%。

【3万人未満の地方公共団体】

公営企業会計を「適用済」及び「適用に取り組中」の団体の割合

→ **下水道事業 24.8%、簡易水道事業 42.0%**

(参考) H28.4.1時点 下水道事業 21.5%、簡易水道事業 40.9%

【公営企業会計適用の推進体制等】

- ・ 総務省に各都道府県別の公営企業会計適用推進担当者を設置(H27.11)するとともに、各都道府県における推進担当者を登録し、各都道府県間で共有(H28.1)。
- ・ 引き続き、各団体における取組状況をフォローアップするなど、**適用拡大の取組を促進**。

